

平成23年度 事務事業評価表(平成22年度分に係る報告)

評価対象事務事業名	住環境形成建築指導事業			事業コード	0793
担当課等	所属名	都市整備部 建築指導課	担当係名		
	課長名	武藤 功	担当者名	小笠原健介	電話番号 7229

1. 事務事業の基本情報

総合計画体系	施策の柱	快適な都市機能	コード 7	施策	快適な居住環境の実現	コード 3
	基本事業	良好な住宅地の誘導	コード 2	関連予算 費目名	一般会計 08款05項04目 住環境形成建築指導事業 (001-04)	
	特記事項					
事業期間	○ 単年度 ● 単年度繰返 ○ 期間限定複数年度				⇒ (開始年度 4年度～)	
事務事業の概要	平成15年度より条例化した「盛岡市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全に関する条例」に基づき、中高層建築物等の建築主等の義務として、建築計画の、計画地への標識設置及び計画地近隣の住民への計画説明を定め、以って建築主等と近隣住民との良好な関係を保ち、トラブルを未然に防止し、快適で住み良い住環境を保全、形成してゆくことを目的とする。					
根拠法令等	盛岡市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全に関する条例					
この事務事業を開始したきっかけ(いつ頃どんな経緯で開始されたのか)						
土地利用の高度化に伴い、中高層建築物の建設や通称ワンルームマンションが多く建設されることにより、日照や通風の阻害及び路上駐車や町内会活動など近隣の住環境並びにコミュニティ活動にさまざまな影響を与えるようになってきた。これらの問題は、市民の生活様式や権利意識の変化などによって、個々の相隣関係の問題から地域の住環境問題としての性格が強めてきており、建築主と近隣住民の間の複雑多様な建築紛争調整のため、平成4年から盛岡市住環境建築指導要領により指導している。平成15年からは条例化し、その後一定規模を超える携帯電話の電波塔や遊技施設等(パチンコ店ほか)も指導の対象とし運用している。						
この事務事業に対して関係者(市民、議会、事業対象者、利害関係等)からどのような意見・要望が寄せられているか						
当該条例に定める標識設置及び説明会等を開催することとなる中高層建築物等となる建築物等について、対象とする建築物等用途や、説明の対象とする住民の範囲を拡大することで見直しをすべきではないかという意見がある。						
事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令)はどう変化したか。今後の見通しはどうか						
建築基準法の改正により、従来特定行政庁である盛岡市のみが行ってきた市内における建築確認業務を民間の指定確認検査機関も行えるようになり、市の要綱のみでは建築計画段階での把握が困難になってきたことから、条例化を持って制度の徹底を図ることとした(平成14年12月26日条例第39号 平成15年4月1日施行)。また条例中に、紛争の複雑化にも対応できるよう、学識経験者等で構成する「建築紛争調整委員会」を設け体制を整えた。今後の見通しとしては建築物の用途の多様化により、現条例の見直しを行う事としており、先の3月議会において改正条例の議決を得たので、6月から施行する。						

2. 事務事業の実施状況(Do)

①対象 (誰を、何を対象としているのか)	中高層建築物等の建築主等並びに近隣住民・周辺住民。	⇒	②対象指標 (対象の大きさを示す指標)	A. 中高層建築物等建築計画件数	単位	件
				B. 近隣住民の数	単位	世帯(戸)
				C.	単位	
③手段 (事務事業の内容、やり方、手順)	22年度実績(22年度に行った主な活動) ・条例に基づく、建築主等による標識設置の指導及び届出書類の審査等を行った。 ・条例に基づく、建築主等による近隣住民等への建築計画内容の周知指導及び報告書による結果についての審査を行った。 ・紛争が起きた場合は両者に話し合いをし、てもらい、解決出来ない場合には調整を図った。 23年度計画(23年度に計画している主な活動) 平成22年度と同様の活動に加えて、現行条例の見直し作業	⇒	④活動指標 (事務事業の活動量を示す指標)	A. 条例による標識設置件数	単位	件
				B. 条例による説明件数	単位	件
				C. 条例による紛争調整件数	単位	件
⑤意図 (この事業により対象をどのように変えるのか)	中高層建築物の建築主等が、中高層建築に伴う近隣への影響を計画段階で近隣住民に説明し理解を求めることにより、近隣紛争を未然に防止する。もし紛争が起きた場合には相互に調整を図り、良好な住環境を確保できるよう誘導する。	⇒	⑥成果指標 (意図の達成度を示す指標)	A. 標識設置届の届出件数 【指標の性格:○上げる ○下げる ●維持する】	単位	件
				B. 説明会報告書の報告件数 【指標の性格:○上げる ○下げる ●維持する】	単位	件
				C. 調整により紛争が収まった件数 【指標の性格:○上げる ○下げる ○維持する】	単位	件
⑦結果 (上位基本事業の意図:上位の基本事業にどのように貢献するか)	快適な住宅地が形成されている建築物が適正化されている	⇒	⑧上位成果指標 (上位基本事業の成果指標)	市街化区域内における未利用地面積(単位:ha)		

2. 事務事業の実施状況(続き)

⑨事務事業の各種指標の実績及び目標値

区分	指標名	単位	20 年度実績	21 年度実績	22 年度計画	22 年度実績	23 年度計画	24 年度計画	目標年度 目標値
対象 指標A	中高層建築物等建築計画件数	件	52	40	50	54	50	50	23年度
対象 指標B	近隣住民の数	世帯 (戸)	1560	1600	2000	2000	2000	2000	23年度
対象 指標C									年度
活動 指標A	条例による標識設置件数	件	52	40	50	54	50	50	23年度
活動 指標B	条例による説明件数	件	52	40	50	54	50	50	23年度
活動 指標C	条例による紛争調整件数	件	0	0	0	0	0	0	23年度
成果 指標A	標識設置届の届出件数	件	52	40	50	54	50	50	23年度
成果 指標B	説明会報告書の報告件数	件	52	40	50	54	50	50	23年度
成果 指標C	調整により紛争が収まった件数	件	0	0	0	0	0	0	23年度

⑩事務事業に係る事業費

[illegible]

3. 事務事業の評価(See)

必要性評価	①施策体系との整合性 この事務事業の意図は、結果(政策体系)に結びついていますか？	☐ 見直す余地がある ☒ 結びついている	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	②公共関与の妥当性 市がやるべき事業ですか？ 税金を使って達成する目的ですか？	☐ 見直す余地がある ☒ 妥当である	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	③対象の妥当性 対象の設定は現状のままでいいですか？ 広げられませんか？ また絞らなくてよいですか？	☒ 拡大または絞る余地がある ☐ 現状で妥当である	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	④意図の妥当性 意図(何を狙っているのか)を絞ったり拡大したりして、成果向上できませんか？	☒ 拡大または絞ることができる ☐ 現状で妥当である	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
有効性評価	⑤成果の向上余地 成果がもっと向上する余地はありますか？	☒ 向上余地がある ☐ 向上余地がない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	⑥廃止・休止の影響 事業を廃止・休止した場合、施策の成果に及ぼす影響はありますか？	☐ 影響がない ☒ 影響がある	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	⑦類似事務事業との関係 類似の事務事業(国、県、市の内部、民間)はありますか？	☐ 類似事業がある ☒ 類似事業がない	
効率性評価	⑧事業費の削減余地 成果を下げずに事業費を削減できる余地はありますか？	☐ 削減余地がある ☒ 削減できない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	⑨人件費の削減余地 成果を下げずに人件費(延べ業務時間数)を削減する余地はありますか？	☐ 削減余地がある ☒ 削減できない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	⑩受益機会の適正化余地 受益機会の適正化余地はありますか？	☐ 適正化余地がある ☐ 公平・公正である ☒ 特定の受益者はいない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
公平性評価	⑪費用負担の適正化余地 受益者の費用負担の適正化余地はありますか？	☐ 適正化余地がある ☐ 公平・公正である ☒ 特定の受益者はいない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ

4. 事務事業の改革案(Plan)

改革／改善方向	①改善の方向性(この事務事業をどう変えていくか、廃止や拡充、事業方式改善など) ※複数ある場合は、代替案その1、代替案その2とすること 届出対象とする建築物等の用途や規模及び周知範囲等について見直し、より近隣住民との相互理解のうえ、建築計画が進められるようにする。 ②改革、改善を実現していく際に想定される問題点は何ですか？ それをどう克服していきますか？ (関連部門や全庁的な調整の必要性、トップへの要望も含む) 周知範囲の見直しは、町内会長や学校関係者及び関係機関との調整が必要であるが、本条例の対象となる建築物の計画が今後予想されている地域とそれ以外の地域の意識格差の是正には時間を要すると考えられる。
---------	--

5. 課長意見

一次評価	(1)一次評価者としての評価結果 <table><tr><td>① 必要性</td><td>● 妥当</td><td>○ 見直し余地あり</td></tr><tr><td>② 有効性</td><td>● 妥当</td><td>○ 見直し余地あり</td></tr><tr><td>③ 効率性</td><td>● 妥当</td><td>○ 見直し余地あり</td></tr><tr><td>④ 公平性</td><td>● 妥当</td><td>○ 見直し余地あり</td></tr></table>	① 必要性	● 妥当	○ 見直し余地あり	② 有効性	● 妥当	○ 見直し余地あり	③ 効率性	● 妥当	○ 見直し余地あり	④ 公平性	● 妥当	○ 見直し余地あり	(2)全体総括(振り返り、反省点) 建築主と近隣住民のトラブル防止や、良好な住環境の保全・形成が全国的に求められており、当市においても条例に基づき指導している。また、遊技施設等について強化すべきとの提言がある。
① 必要性	● 妥当	○ 見直し余地あり												
② 有効性	● 妥当	○ 見直し余地あり												
③ 効率性	● 妥当	○ 見直し余地あり												
④ 公平性	● 妥当	○ 見直し余地あり												
今後の方向性と改革改善案	(3)今後の事務の方向性(改革改善案) <table><tr><td>☐ 終了</td><td>☒ 継続</td><td rowspan="3"></td><td>☐ 現状維持(従来通りで特に改革改善をしない)</td></tr><tr><td>☐ 廃止</td><td>☐ 休止</td><td>☒ 改革改善を行う</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>☐ 事業統廃合・連携</td></tr></table>  方向付けの理由と改革改善の内容 届出対象とする建築物等の用途や、周知対象範囲の見直しにより、快適で住み良い住環境の保全と形成に努める。		☐ 終了	☒ 継続		☐ 現状維持(従来通りで特に改革改善をしない)	☐ 廃止	☐ 休止	☒ 改革改善を行う			☐ 事業統廃合・連携		
☐ 終了	☒ 継続		☐ 現状維持(従来通りで特に改革改善をしない)											
☐ 廃止	☐ 休止		☒ 改革改善を行う											
			☐ 事業統廃合・連携											